

審 査 基 準

平成 6年10月 1日作成

法 令 名 : 道路交通法施行令
根 拠 条 項 : 第13条第1項
処 分 の 概 要 : 緊急自動車の指定
原 権 者 (委 任 先) : 静岡県公安委員会
法 令 の 定 め : 静岡県道路交通法施行細則第4条(緊急自動車等の指定)、同第4条の2(緊急自動車等の届出)
審 査 基 準 :
標 準 処 理 期 間 : 21日
申 請 先 : 当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署交通(第一)課
問 い 合 わ せ 先 : 静岡県警察本部交通企画課
備 考 :